

令和 8 年度沖縄県港湾施設 LED 化事業(その 1)

企画提案募集要項

1 事業目的

本事業は、県が管理する港湾施設の照明灯を LED 化することで、温室効果ガス排出量や電力使用量の削減、港湾利用の環境改善等を目的とする。

2 事業概要

(1) 名称：令和 8 年度沖縄県港湾施設 LED 化事業(その 1)

(2) 期間：契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(3) 事業の実施：県の港湾施設を対象として、既存の照明器具を LED 照明に更新するものとし、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。
なお、詳細は別添「特記仕様書」のとおりとする。

(4) 提案上限額

金 163,053,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※ 上記の金額は、契約金額の限度額を示すものであり契約額ではない。

※ 別表「既存照明器具等一覧」は、施設の現況と必ずしも一致する内容ではないことから、現地調査及び設計業務等の結果、変更の必要がある場合は別途協議の対象とする。

3 応募資格

(1) 本事業を行う能力を有する複数の構成員で構成される共同企業体とし、単独での応募は認めない。

- 1) 共同企業体を構成する構成員のうち、事業役割を担う代表構成員を 1 者選定し、県との連絡窓口及び事業遂行の責を負う者とする。
- 2) 参加申請時は、共同企業体の構成員をすべて明らかにし、それぞれの役割分担を明確にするものとする。
- 3) 代表構成員は、参加申し込みを含む、それ以降の提出書類作成及び契約等に関する諸手続きを行うものとする

(2) 共同企業体は次の役割をすべて担う者とし、各役割を分担する。なお、構成員は複数の役割を兼務することができ、その他必要な役割を置くことができる。
共同企業体の役割を記載した協定書を作成し任意様式にて提出すること。

1) 事業役割

県への参加申し込み、それ以降の提出書類作成、契約等に関する諸手続、事業計画書の作成等の事業全般のとりまとめを行う。

2) 調査・設計役割

県管理港湾への LED 取替に伴う調査、工事の設計に係る業務を行う。

3) 施工役割

工事の施工、電力契約変更等に係る業務を行う。

4) その他の役割

上記 1)～3) 以外の本業務に必要とされる業務を実施する。

(3) 共同企業体を構成するものは次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てをした者にあつては再生計画に認可がなされていない者ではないこと。（再認定を受けた者を除く。）
- 3) 応募申請書等の提出期限の最終日から審査通知日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- 4) 参加しようとする者の間に以下の項目のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることとは、沖縄県土木建築部競争入札心得第 3 条第 2 項の規定に抵触するものではない。

・ 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

・ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社 更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第 34 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ 組合の理事

オ その他業務を執行する者であつて、ア) からエ) までに掲げる者に準ずる者

- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）

を現に兼ねている場合

- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
・その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記「資本関係」又は「人的関係」と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- 6) 日本国内に本店を有する法人であること。
- 7) 経営状態が著しく不健全であると認められるものでないこと。
- 8) 応募者（代表構成員）は以下に示される同種業務又は類似業務について、平成 28 年度以降から公告日までに LED 照明取替業務を完了した実績（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体とする代表構成員として、実施した業務 1 件以上を有さなければならない。
- ①同種業務：沖縄県内の施設の LED 照明取替業務を完了した実績
- ②類似業務：本県以外の上記業務を完了した実績
- ※LED 照明取替業務とは、調査・設計、施工まで一括して行う業務。
- ※ESCO 事業の中で、調査・設計、施工まで完了した場合も実績として認める。
- ※同種業務、類似業務とも日本国内における国・地方公共団体、港湾管理者が発注した業務の実績とする。以下同じ。
- 9) 業務管理責任者は以下に示される同種業務又は類似業務について、平成 28 年度以降から公告日までに LED 照明取替業務にて工事を完了した実績（再委託による業務の実績は含まない。）において、代表構成員又は担当者として、実施した業務 1 件以上を有さなければならない。
- ※業務管理責任者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者のことをいう。
- ①同種業務：38)①の同種業務と同じ
- ②類似業務：38)②の類似業務と同じ
- 10) 業務実施体制について、以下に該当しないこと。
- ①業務の分担構成が、不明瞭又は不自然
- ②共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合
- ③主たる部分が再委託予定となっている。
- 11) 当該業務の見積額が契約上限額の範囲内であること。
- 12) 施工役割を担う構成員においては、沖縄県内に本店を置く者であること。
- 13) 施工役割を担う構成員においては、沖縄県における「令和 7・8 年度入札参加資者名簿（建設工事）」の「電気工事業」に登録されている者であること。
- 14) 施工役割を担う構成員においては、建設業法第 26 条の規定による電気工事に係る主任技術者又は監理技術者を配置すること。
- 15) 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者ではないこと。
- 16) 共同企業体の代表構成員は、業務目的の達成のため代表構成員以外の構成員との

連携を密にし、業務の推進及び成果の達成を図るものとする。

17) 自主結成方式とする。

4 応募方法

(1) 参加申込

- 1) 申込期限：令和8年9月9日（水）15時
- 2) 提出書類：参加申込書【様式1】
- 3) 提出方法：持参、郵送、FAX またはメール（受信確認必要）
※共同企業体での応募の場合、代表事業者が応募を行うこと。

(2) 企画提案応募申請

- 1) 申請期限：令和8年9月14日（月）17時
- 2) 提出書類：企画提案応募申請書【様式2】
企画提案書及び応募書類一式
- 3) 提出方法：持参、郵送（到着確認が可能な手段）

- (3) 募集要項及び仕様書の内容に質問がある場合は、令和8年9月3日（木）17時までに質問書【様式3】をFAX またはメールで提出すること。（受信確認必要）
回答は、9月7日（月）までに沖縄県公式ホームページ【公募・入札発注情報】に掲載する。（質問先は11を参照）

5 企画提案に係る提出書類一式

(1) 企画提案応募申請書【様式2】

(2) 会社概要【様式4】（共構成員毎に作成することとする。）

経営状況の安定性を確認するため、企業の定款、直近2期分の決算書（貸借対照表、損益計算書等）、前年度分の県税（法人事業税、法人県民税）の納税証明書の写しを提出すること（代表構成員及び代表構成員以外の構成員も対象とする。）。

施工役割を担う者は建設業法第3条第1項に規定する一般建設業許可申請書又は特定建設業許可申請書（下請契約の代金額の合計が5,000万円以上となる場合）の写しを提出すること。

(3) 業務実績説明書（代表構成員）【様式5】（代表構成員が作成すること。）当該説明書の内容はLED照明取替業務の実績とする。

(4) 業務実施体制【様式6】

(5) 業務実績説明書（業務管理責任者）【様式7】当該説明書の内容はLED照明取替業務の実績とする。

(6) 企画提案書（様式自由、A4版6ページ以内[表紙含む、両面印刷可]、長辺綴じ）

(7) 積算書【様式8】

(8) 共同企業体協定書（様式自由）

構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、調査・設計役割、施工役割、その他役割（分担名を記載すること））を明確にすること。

6 企画提案書の審査

業務実績の審査とともに、プレゼンテーションにより企画提案内容の審査を行う。（プレゼンテーション審査の時間及び場所は別途連絡する。）

また、提案に関する費用については事業者の負担とする。

文字サイズは 10.5 ポイントを基本とする。

なお、審査の着眼点等は次のとおりとする。

- (1) 業務実績（書面審査）
 - 1) 企業の業務実績（配点 10 点）
 - 2) 業務管理責任者の業務実績（配点 10 点）
- (2) 企画提案内容の適切性
 - 1) 業務の実施方針、フロー、工程計画について（配点 20 点）
 - ・ 業務の理解度、実施手順
 - 2) 業務実施体制（配点 20 点）
 - ・ 業務を確実に遂行できる体制とすること。
 - ・ 緊急時におけるバックアップ体制の確立について。
 - 3) 機器選定について（配点 20 点）
 - ・ 電気使用量削減割合や、維持管理などに配慮した機器選定とされているか。
 - 4) 見積金額について（配点 10 点）
 - ・ 適正かつ明確な積算となっているか。
 - 5) 追加提案（配点 10 点）
 - ・ 仕様書に記載されていない内容で、有効な提案がある場合に評価する。

7 選定方法

提案書の内容や経費などについて、沖縄県港湾施設 LED 化事業提案評価委員会設置要綱に基づき委員会において審査し、最も優れた提案を選定する。委託予定業者は沖縄県が決定する。審査結果については応募者全員に文書にて通知する。なお、一定水準を満たした提案がない場合（前述 6 の合計点数が 60 点を下回る場合）は、該当者なしとする場合がある。

8 委託契約について

委託契約については、原則として第一位入選者とするが、委託契約に関して必要な事項が合意に至らない場合は、一定水準を満たした次順位以降の者を繰り上げて協議の上契約する。

9 募集スケジュール

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 募集開始日 | 令和 8 年 8 月 26 日（水） |
| (2) 質問締切 | 9 月 3 日（木） |
| (3) 参加申込締切 | 9 月 9 日（水） |
| (4) 企画提案応募申請締切 | 9 月 14 日（月） |
| (5) プレゼンテーション審査 | 9 月 24 日（木）（予定） |
| (6) 審査通知 | 9 月 25 日（金）（予定） |
| (7) 契約予定 | 9 月下旬頃 |

※応募及び審査の状況によっては、スケジュールの変更を行う場合がある。

※LED 化が完了し検査によって業務の完了を確認したのち、受注者が業務成果物の引渡を行うことが出来る。

10 その他

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案に要する経費などについては参加者の負担とする。
- (3) 提出された提案書などについては返却しない。
- (4) 選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。
- (5) 募集要項に適合しない応募は無効とする場合があるので注意すること。

11 書類等の提出場所及び問い合わせ先

沖縄県土木建築部港湾課（県庁 10 階） 港湾班 担当：島袋

〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2

TEL：098-866-2395 FAX：098-866-2468

E-mail：aa062006@pref.okinawa.lg.jp